

★市からのお知らせ

意見募集

「第2次東村山観光振興プラン(案)」に関する意見募集

市では、第2次東村山観光振興プランの策定を進めていきます。このたび、同プラン(案)をまとめましたので、ご意見をお寄せください。

同プラン(案)は次の方法・場所でご覧になれます。

日 1月15日(月)～2月4日(日)

設置場所情報コーナー(本庁舎1階)、いきいきプラザ総合相談窓口(いきいきプラザ1階)、各公民館、中央図書館、富士見図書館、ふるさと歴史館、スポーツセンター、各ふれあいセンター、青葉地域センター、美住リサイクルショップ、社会福祉センター、サンバルネ内「地域サービス窓口」(ワズスタワー2階)、子育て総合支援センター「こころの森」

応募方法 各設置場所に備え付けの用紙に必要事項を明記し、2月4日(必着)までに直接各設置場所又は郵送、ファクスで産業振興課(☎394・4200)へ

★市ホームページの「パブリックコメント」からも応募できます。

募 集

平成30年度臨時職員登録受付

平成30年度臨時職員登録の受け付けを開始します。登録後には必要に応じて勤務していただきます。なお、勤務形態により社会保険等に加入して

いただきます。
※登録は年度ごとに必要です。現在、任用又は登録されているかたも、30年度に勤務を希望する場合は登録してください。

募集職種

○事務員、調理員、用務員、業務員

○保育士(保育士補助)、児童クラブ補助員、プール水泳指導補助員

○調理師

○11時間開所パート保育士(11時間開所パート保育士補助)

○代替保育士

○土木作業員

○栄養士

○看護師、歯科衛生士、社会福祉士、管理栄養士、臨床心理士

○保健師

※詳細は登録案内をご覧ください。

登録案内・申込書 人事課(本庁舎3階)で配布又はHPからダウンロード

申 午前8時30分～午後5時に申込書を人事課へ

問 人事課

教員サポーター(教員補助者)の募集

市立小・中学校で、教員が行う教育活動の支援・補助等を行うかたを募集します。

人 昭和43年4月2日～平成8年4月1日生まれで、教員免許を有するかた又は平成30年4月1日までに取得見込みのかた、2名程度

委 嘱期間 平成30年4月～31年3月

内 委嘱期間内に50時間勤務(原則週3日、1日6時間、30週)

※学校長の指示による

謝 礼 1日9千円程度

※条件により変動します。詳細は募集要項をご覧ください。

第1次試験(作文) 2月17日(土)午前10時～11時

第2次試験(面接) 3月5日(月)午後(第1次試験合格者に個別通知)

募集要項 配布・受付期間 日 1月15日(月)～2月9日(金)

場 子ども・教育支援課(いきいきプラザ4階)

※募集要項・履歴書様式はHPからもダウンロードできます。

問 子ども・教育支援課

市税納税通知書用封筒に掲載する広告の募集

市の自主財源の確保および地域経済の活性化を図るため、平成30年度に使用する「市税納税通知書用封筒」に有料広告の掲載を希望する事業主等を募集します。

募集期間 1月26日(金)まで

配布対象 個人市民税・都民税(普通徴収)、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納税義務者

印刷数 17万2千枚(予定)

発送時期 5月上旬から

※税の種類により異なります。

広告の規格 縦45mm×横80mm

※申込方法や掲載基準等の詳細はHP又は課税課(本庁舎2階)でご確認ください。

問 課税課

インディペンデンス市姉妹都市提携40周年訪問団ホストファミリー募集

東村山市国際友好協会では姉妹都市インディペンデンス市(アメリカ・ミズーリ州)から来市する親善訪問団をお世話していただけるホストファミリーを募集します。

今年、姉妹都市提携40周年にあたり約20名(成人)のかたが訪れ、記念式典に参加するなど交流を深めます。訪問期間 6月5日(火)～10日(日)

人 次のすべての要件を満たすかた

○市内在住で、期間中、訪問団員に1部屋提供できるかた

○歓迎行事などへの参加や訪問団員の市役所への送り迎えができるかた

※金銭補助はありません。

申 込書 市民相談・交流課(本庁舎1階)で配布

申 込書に必要事項を明記し、2月19日(消印有効)までに郵送又は直接市民相談・交流課へ

事 前説明会 日 2月3日(土)午後7時から

場 市民センター2階

申 2月2日(金)までに電話又は直接市民相談・交流課へ

問 市民相談・交流課

報 告

野火止小学校における避難所運営マニュアル完成報告会

野火止小学校での避難所運営マニュアルが完成しましたので、報告会を開催しました。避難所を適正に運営するためには、地域の皆さんの協力が不可欠です。自治会への加入の有無に関わらず、周辺にお住まいのかたは、ぜひご参加ください。

日 1月24日(水)午後6時から

場 野火止小学校「図書室」(恩多町5-47-1)

※車での来場はご遠慮ください。

申 不要、直接会場へ

問 防災安全課

国保・年金

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。ただし、昭和40年4月1日以前に生まれたかたに限りません。

★海外に在住する日本国籍のかたも国民年金に任意加入することができません。

問 保険年金課

高額医療・高額介護合算療養費支給申請書の送付

医療保険と介護保険は、利用負担額が高額にならないように、それぞれ負担限度額が設定されています。しかし、高齢者世帯では、同じ世帯内で医療保険と介護保険の両方を利用している場合があり、合算すると高額になる世帯があります。この負担を軽減するため、高額医療・高額介護合算療養費制度があります。

同じ医療保険の世帯内(国民健康保険と後期高齢者医療制度は別の医療保険)の加入者が平成28年8月～29年7月に利用した医療保険・介護保険の自己負担の合算が、限度額(下表参照)を超えた場合、その超えた額が支給されます。

※限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

申 国民健康保険、後期高齢者医療保険ともに2月中旬から送付する支給申請書に必要事項を明記し、直接、保険年金課(本庁舎1階)へ

注意 平成28年8月～29年7月の間に、次に該当する変更があったかたには、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

○市町村を越える転居をしたかた

○他の医療保険から国民健康保険へ移行したかた

○他の医療保険から後期高齢者医療制度へ移行したかた

★海外に在住する日本国籍のかたも国民年金に任意加入することができません。

高額医療・高額介護合算療養費制度の算定基準額(限度額)

Table with 4 columns: 区分, 総所得金額等(基礎控除後の所得金額) ※ただし書き所得, 国民健康保険(70歳未満のかた) + 介護保険, 国民健康保険(70～74歳のかた) + 介護保険, 後期高齢者医療制度(75歳以上のかた) + 介護保険

※「上記の金額+500円」が基準額となり、自己負担がその額を超える場合に、「自己負担-上記の額」が支給されます。

補助・貸付

30年度分指定収集袋(ごみ処理手数料)の減免申請受付

指定収集袋の無料交付(ごみ処理手数料の減免)を受けるとは、毎年申請が必要で、対象のかた(左表参照)は手続きをしてください。

申 1月15日(月)～2月14日(水)午前8時30分～午後5時に各受付窓口へ

※児童手当・老齢基礎年金のみの受給世帯は対象外です。

※重複して申請はできません。

★指定収集袋の交付方法は申請時に説明します。

Table with 2 columns: 減免対象世帯, 受付窓口

問 管理課